

🐾 ペットの飼い方「イロハの“イ”」 🐾

最後まで責任を持って飼うために、飼い方の基本を再確認しましょう。

- 新鮮な水と、動物種に適したペットフードを適量与えましょう。
- 散歩や遊びなどで、十分に運動させましょう。運動不足が続くとストレスを感じ、攻撃したり物を壊すなどの問題行動をおこすことがあります。
- ペットの数が増えないよう、犬や猫などには不妊去勢手術をしましょう。子宮や卵巣、精巣の病気の予防にもなります。
- かかりつけの動物病院を決め、病気のと看だけだけでなく、定期的にペットの健康診断やワクチン接種などを受けましょう。
- 逃がしたり、迷子にさせないように飼いましょう。万が一に備えてマイクロチップを入れたり迷子札をつけておきましょう。
- 災害が発生したときに同行避難できるよう準備をしておきましょう。

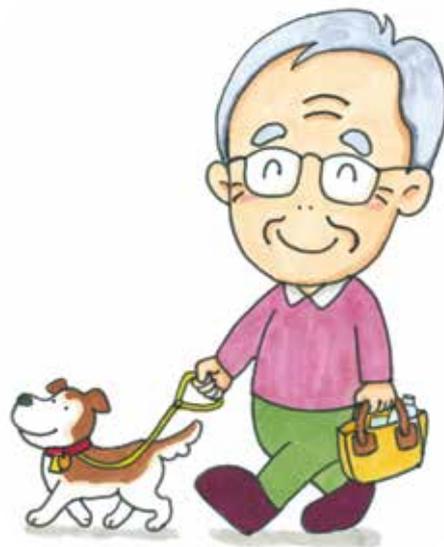


ペットを可愛がりすぎて甘やかしていませんか？
「甘やかす」と「大切にする」ことは違います。
ペットに対し必要なしつけをしないと周囲に迷惑をかけてしまいます。おやつを与えすぎて太らせてしまうと、ペットも心臓病や糖尿病になるリスクが高まります。

◆ 犬を飼うときは…

- 登録と毎年の狂犬病予防注射を受けさせなければなりません。鑑札と予防注射済票は首輪などに装着してください。
- 散歩の際はかならず引き綱を付け、ふん尿をきちんと処理しましょう。

※ 引き綱を付けない散歩は「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」で禁止されています。



◆ 猫を飼うときは…

- 家の外に出さないで飼育することが基本です。外は、交通事故や感染症など、猫にとっての危険がいっぱいです。よそのお宅の庭を荒らすなど、ご近所トラブルの原因にもなります。
- 屋内では、上下に運動できるスペースを作ったり、おもちゃと一緒に遊ぶことで、運動不足を解消してあげましょう。



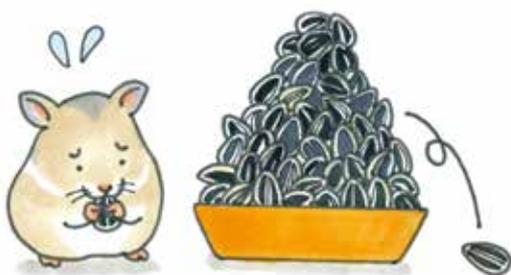
◆ 鳥を飼うときは…

- ケージを屋外に置くと、野鳥との接触により病気がうつる可能性があります。ケージは基本的に室内に置きましょう。ケージから出す前には、鳥が逃げないように部屋の窓や扉が閉まっていることを確認しましょう。



◆ うさぎやハムスターなどを飼うときは…

- 特定の野菜や果物、ナッツなどの好物だけを与えていては栄養が偏ります。専用のペットフードを主食にしましょう。うさぎには干し草も必要です。
- 繁殖力が強いので、雄と雌は分けて飼いましょう。
- 爪や歯が伸びすぎていないかこまめに確認しましょう。



犬や猫以外の小動物は、専門に診てくれる動物病院が少ないため、かかりつけの動物病院を早いうちから見つけておきましょう。

🐾 シニア世代に起こりうるこんなこと 🐾

多くの飼い主から、こんなお悩みをお聞きします。

◆ ペットの世話が大変になってきた

- 自分の体力が落ちてきて、毎日の世話をするのがおっくうになってきた。
- 視力や握力が低下し、ペットの爪切りが難しくなった。
- 足腰が弱ってペットの散歩が大変になってきた。



◆ 少しの間、預かってもらいたい

- 自分の検査入院が必要だと医師から言われているが、ペットがいるから入院できない。
- ケガをしてしまい、自宅療養が必要となった。治るまでの間、ペットの世話をどうしよう。



◆ ペットの世事に不安がある

- ペットも高齢になり、歩行困難や認知症など、介護が必要となったが、専門的な知識もなく、どう対応したらいいかわからない。
- ペットの健康に不安があるが、動物病院に連れて行く負担を考えると、迷ってしまう。



🐾 こんな状態になっていませんか？ 🐾

飼い主自身の健康上の理由や経済的な理由から、次第にペットの世話を続けることが困難になり、深刻な状況に陥ってしまうこともあります。

周囲が気付いたときには、事態は相当悪化していた、などということもあります。



◆ ペットの世話はできていますか？

- 手入れができず、毛玉だらけで爪が伸び放題
- 散歩に連れて行けない。
- 狭いケージに閉じ込めっぱなし
- 餌や水を十分に与えていない（やせてきた、又はやせすぎ）。
- 病気やケガをしているのに、動物病院に連れて行っていない。

◆ ペットが増えすぎていませんか？

不妊去勢手術をせずに次々と産ませてしまったり、むやみに飼い始めたりして、ペットの数が多くなりすぎると世話が行き届かなくなります。臭気や騒音、不衛生な環境、飼い主とペットの健康状態の悪化など様々な問題が生じます。



ネグレクトについて

ペットの世話を十分にせず、健康管理や病気を放置することをネグレクトといいます。ネグレクトは「虐待」とみなされ、罰則が適用される可能性があります。

🐾 困った時の解決方法 🐾

その1 民間事業者のサービスを利用したり、動物病院などで専門的なアドバイスを受けてみましょう

年齢を重ねると、今まで当然できていたことも負担になってくる場合があります。飼い主自身の体力や能力に合わせ、民間事業者を利用することを検討してみましょう。また、ペットの介護を一人で頑張らず、ときには、専門家に相談してみましょう。

◆ 民間事業者のサービスを利用する

ペットシッターは、飼い主の自宅を訪問し、飼い主の代わりに散歩などのペットの世話をを行います。

トリミングサロンは、シャンプーや被毛のカットなどを行います。爪切りや毛玉取り、耳掃除なども頼めます。送迎してくれるところもあります。

利用料金は、ペットの種類や大きさによって異なります。

民間事業者のサービスや店舗などは、電話帳、情報誌、インターネットなどで探すことができます。



◆ 動物病院に相談する

かかりつけの動物病院で、介護のポイントや注意点についてアドバイスをもらいましょう。往診や、ペットの介護が大変な時の短期入院の相談に応じてくれる動物病院もあります。



その2 一時的に預かってもらう先を見つけておきましょう

ケガや病気で飼い主が突然入院しなければならない場合などに備え、ペットの一時的な預け先を見つけておきましょう。

◆ 親戚、ご近所、友人などに頼む

飼い主と親しく、ペットもよくなついている預け先があれば安心です。ペットのことをもっとよく知ってもらえるように、普段からのコミュニケーションを大切にし、いざというときにペットの世話や預かりをお願いできる間柄を築いておきましょう。



◆ ペットホテルを利用する

ペットホテルでは、預かる動物にワクチン接種済などの条件を決めていることがほとんどです。あらかじめ、預けるための条件や料金、移動手段を確認しておくといいでしょう。

ペットホテルを併設している動物病院もあります。



前もって準備しておきたいこと

- 預け先が困らないように、普段からのしつけ、ノミ・ダニ予防やワクチン接種が必要です。
- ペットの食べ物や性格などをメモしておき、預ける際に渡しましょう。
- ペットが不安にならないよう、短時間預かってもらうことを繰り返すなど、ペットを預け先に慣らす練習をしておくとう安心です。
- 犬と猫以外の動物を預かるペットホテルは少ないので、早めに探しておきましょう。

その3 新しい飼い主にゆだねることも考えましょう

ペットを幸せにするには体力も経済力も必要です。ペットを飼うために無理をすることは、飼い主にもペットにも良いことにはなりません。ペットが幸せに暮らせるよう、新しい飼い主を見つけてあげるのも、愛情の一つです。

◆ 新しい飼い主を自分で探す

かかりつけの動物病院に相談したり、町会やスーパーの掲示板などに飼い主募集の貼り紙を貼らせてもらうという方法もあります。

新しい飼い主候補が見つかったら、必ず一度会って、ペットとの相性なども確かめておきましょう。自分で新しい飼い主を探すことで、手放した後も安心できます。



◆ 動物愛護ボランティア（動物愛護推進員など）に相談する

ペットの性格などを見極め、ホームページ上で紹介するなど、飼い主探しに協力してくれるボランティアの方もいます。新しい飼い主が見つかるまでには時間がかかるので、信頼できるボランティアの方を早めに見つけておくことをおすすめします（11ページ参照）。



新しい飼い主に安心して飼ってもらえるよう、日頃からの健康管理としつけも大切です。

◆ 老犬・老猫ホームなどで世話をしてもらう

ペットが亡くなるまで世話をしてくれる民間の事業者もあります。事業者によっては、ペットを預けた後も面会ができたり、近況を報告してもらえるところもあります。契約内容は様々なので、預ける前に施設等の見学をし、十分に説明を聞いて納得できる施設を選びましょう。

ペットと一緒に暮らせるサービスを探す

老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの中には、ペットと共に暮らすことができる施設もあります。

このような施設には、ペットが死亡した場合の火葬や、飼い主の具合が悪くなった場合のペットの世話を代行してくれるところもあります。

入居条件、費用などは様々ですので、施設の見学、規約などをよく確認し、ペットと自分に合った施設を選びましょう。

動物取扱業について

ペットシッター、トリミングサロン、ペットホテル、老犬・老猫ホームなどは「第一種動物取扱業」と呼ばれ、都道府県知事の登録が必要です。

これらの民間事業者を利用するときは、第一種動物取扱業の登録のあるお店であることを確認しましょう。

登録されているお店は、標識や登録証を店内に掲示しています。

〈標識見本〉

第一種動物取扱業者標識	
①氏名又は名称	東京太郎
②事業所の名称	□□ペットホテル
③事業所の所在地	東京都△△区▲▲
④第一種動物取扱業の種別	保管
⑤登録番号	**東京都*****
⑥登録年月日	平成○年○月○日
⑦有効期間の末日	平成●年●月●日
⑧動物取扱責任者	東京花子

その4 ペットについて相談してみましょう

行政機関などでも、ペットに関する相談を受け付けています。

◆ 東京都動物愛護相談センター

動物愛護相談センター本所（電話：03 - 3302 - 3507）、多摩支所（電話：042 - 581 - 7435）では、ペットに関する相談を受け付けています。また、新しい飼い主探しの助言や協力をお願いできるボランティア団体を紹介しています。

なお、どうしても飼いきれなくなり、新しい飼い主を見つけられない場合には、犬と猫の引き取りを行うこともありますが、事前相談が必要です。

◆ 東京都動物愛護推進員

動物愛護推進員は、動物愛護と適正飼養の普及啓発を行うボランティアで、ペットの飼い方やしつけ方の相談に応じたり、動物の保護、新しい飼い主探しのお手伝いなどの活動を行っています。動物愛護の推進に熱意と識見を有する方々の中から、都知事が委嘱しています。ペットに関して困ったことがあった時には、動物愛護推進員に相談してみてもはいかがでしょうか。



動物愛護推進員は、東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課（電話：03 - 5320 - 4412）でご紹介しています。

◆ 区市町村の窓口

区市町村（役所や保健所）でもペットに関する業務を行っており、ボランティアの紹介、しつけ方教室やペット相談会を開催している場合があります。

その5 飼い主の“万が一”に備えましょう

突然の事故や病気などで、ペットとの暮らしが急転してしまうかもしれません。

万が一ペットより先に死亡した場合などに備えて、ペットのことを十分に考えておきましょう。



◆ ペットのための遺言を残す

ペットのために遺言書を残しておくこともできます。弁護士や行政書士などに相談して、ペットを誰に託すか、ペットのためにどのように財産を残すかなどを整理し、法的に有効な遺言書を作っておきましょう。また、ペットを他の人に譲り、飼育を託したいと思っている場合には、譲りたい相手から承諾を得ておくことも大切です。



◆ ペットのための信託を利用する

ペットのために信託会社へお金を預けておき、いざとなったら、そのお金をペットのために使用することができる仕組みがあります。飼い主は、あらかじめ、ペットの世話を誰にしてもらうか決めておきます。預けたお金は、ペットのために使われます。



遺言や信託については、弁護士、司法書士、行政書士、保険会社に相談してみましょう。区市町村の法律相談窓口などを利用するのも良いでしょう。

🐾 動物とのふれあい方いろいろ 🐾

ペットと一緒に暮らすこと以外にも、動物と親しんだり、お世話をする方法があります。

◆ ボランティア活動を通じた動物とのふれあい

ペットの世話をお手伝いするボランティア活動も行われており、活動を通じて動物と触れ合う機会を持つこともできます。保護している動物達の世話や新しい飼い主に出会うまで一時的に自宅で飼育するボランティアを募集している動物愛護団体もあります。動物に関われるボランティアの募集がないか、情報誌やインターネットで調べてみてはいかがでしょうか。



◆ 動物園もいろいろです



最近の動物園は、より近くで動物の生態を観察することができるよう工夫され、子供から大人まで十分に楽しめる空間に変化してきています。また、動物とふれあうことができる広場がある動物園もあります。

◆ バードウォッチング

海、山、川など大自然の中で時間を過ごすことが楽しめます。

動物由来感染症（動物から人に感染する病気）への注意

動物には症状がなくても、免疫力の低下したシニア世代の方が感染すると重症になることがあります。口移しで食べ物を与えるなど過度の接触は避け、動物に触ったら手を洗いましょう。

🐾 終生飼養と飼い主責任 🐾

飼い主には、ペットがその命を終えるまで適切に飼養する「終生飼養」の責任があります。どうしても飼えなくなった場合でも、飼い主が先に亡くなった場合でも、ペットが安全に安心して暮らせる環境を用意してあげることが飼い主の努めです。

東京都動物の愛護及び管理に関する条例（第5条）

- 1 飼い主（動物の所有者以外の者が飼養し、又は保管する場合は、その者を含む。以下同じ。）は、動物の本能、習性等を理解するとともに、命あるものである動物の飼い主としての責任を十分に自覚して、動物の適正な飼養又は保管をするよう努めなければならない。
- 2 飼い主は、周辺環境に配慮し、近隣住民の理解を得られるよう心がけ、もって人と動物とが共生できる環境づくりに努めなければならない。
- 3 動物の所有者は、動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするよう努めなければならない。
- 4 動物の所有者は、動物をその終生にわたり飼養するよう努めなければならない。
- 5 動物の所有者は、動物をその終生にわたり飼養することが困難となった場合には、新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。



このパンフレットが、シニア世代のあなたとペットの
幸せな将来のお役に立てることを願っています。



🐾 相談窓口 🐾

23区(特別区)	区役所又は保健所 東京都動物愛護相談センター 世田谷区八幡山2-9-11 電話 03(3302)3507
多摩地域	東京都動物愛護相談センター多摩支所 日野市石田1-192-33 電話 042(581)7435
八王子市	八王子市保健所 電話 042(645)5113 (直通)
町田市	町田市保健所 電話 042(722)0621
島しょ地域	島しょ保健所 各出張(支)所
東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課 電話 03(5320)4412	
東京都 動物愛護	<input type="button" value="検索"/>

発行：東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課
印刷番号(27)30 平成28年2月発行
印刷：音羽印刷株式会社